

砺波市庄東デイサービスセンター

指定管理者募集要項

(令和8年9月15日)

砺波市庄東デイサービスセンター指定管理者募集要項

砺波市庄東デイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 対象施設の概要

（１）名称

砺波市庄東デイサービスセンター

（２）所在地

砺波市安川２９７番地

（３）施設概要

構 造 鉄筋コンクリート造平屋建

延床面積 ５２７㎡

施設内容 １階 日常動作訓練室・一般浴室・機械浴室・食堂・厨房等

利用定員 一般３３人

利用者数 ５，５９７人（令和７年度実績） ５，１７２人（令和６年度実績）

※前後する場合があります。

2 指定期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

3 指定管理者の業務等の範囲

（１）砺波市デイサービスセンター条例（以下「デイ条例」という。）第５条に規定する業務

（２）その他、別紙「砺波市庄東デイサービスセンター指定管理者仕様書」に定めるとおり。

4 指定管理者の管理基準

（１）休 館 日 デイ条例第７条に規定するとおり。

なお、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、休館日に開館することができるものとする。

（２）開館時間 デイ条例第６条に規定するとおり。

なお、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、開館時間を延長することができるものとする。

（３）関係法令及び条例の規定を遵守すること。

（４）業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

5 指定管理料

指定管理業務にかかる費用は、支払わない。

6 利用料金制

指定管理者は、デイ条例第9条に定める利用料を条例に定める範囲で自らの責任において決定（砺波市の承認は必要）し、自らの収入とすることができるものとする。

7 応募資格

富山県内に主たる事務所を有する社会福祉法人で、県内において現に介護保険制度の通所介護事業（デイサービス）を行っており、福祉センター、介護保険事業所との連携を図り、介護予防の拠点として運営管理ができる能力を有する者、また、安定して管理を行うことができる物的能力及び人的能力を有する者。ただし、次の各号に該当する団体等（共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は応募できない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する団体等
- (2) 富山県、砺波市、富山県内の他の市町村から指定を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない団体等
- (3) 富山県、砺波市、富山県内の他の市町村から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6月を経過しない団体等
- (4) 税（国税、県税及び市税）を滞納している団体等
- (5) 団体等の代表者が税を滞納している団体等
- (6) 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払い停止事由が発生し、これが改善しない団体等
- (7) 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等
- (8) 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた団体等
- (9) 会社更生、民事再生の手続きについて申し立てが成され、この手続が終了していない団体等
- (10) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない団体等
- (11) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3月を経過しない団体等
- (12) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない団体等
- (13) 市議会議員、市長、副市長及び地方自治法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員又は委員が無権責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者又は支配人を兼ねる法人等（市が資本金、基本金その他これらに順ずるものを出資している法人、公共団体及び公共的団体を除く。）でないこと。

8 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 自主事業計画書（様式第4－1号、様式第4－2号）
- (4) 収支計算書（様式第6号）
- (5) 団体概要書
- (6) 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの。
- (7) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (8) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (9) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の状況を明らかにすることができる書類
- (10) 申請の日の属する事業年度の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
- (11) 納税証明書（未納のないことの証明（国税（税目は法人税と消費税）・富山県民税・市町村民税））
- (12) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（職員を雇用していない事業者は除く。）
- (13) その他市長が必要と認める書類

提出部数：1部

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間 令和8年9月15日（火）～10月9日（金）まで
- (2) 受付方法 FAX又は電子メールで提出してください。（様式は任意）

10 現地説明会の実施

本件申請を行おうとする法人等は、必ず現地にて説明を受けてください。説明を受けていない場合は申請を受け付けません。

現地説明会の日程 令和8年9月24日（木）～9月30日（水）の間

市高齢介護課にご連絡ください。現地と日程調整後、説明会の日時をご連絡します。

11 指定管理者候補の審査基準

- (1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られること
- (2) 事業計画書の内容が、高齢者、障がい者並びに児童福祉の向上、及び地域福祉活

動の活性化に寄与するものであること。

(3) 事業計画書の内容が、当該施設の適切な維持管理を図るものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 申請団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

12 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定及び協定等

指定管理者の指定には、市議会の議決が必要なため、議決されれば指定管理者の指定となる。

(2) 協定の締結

砺波市と指定管理者は、「砺波市庄東デイサービスセンター指定管理者基本協定書」を締結する。

13 指定管理者の申請に係る留意事項

(1) 指定管理者の申請に当たっては、条例及び同施行規則を承知の上で申請すること。

(2) 申請書類等に虚偽の記載があった場合には、失格とする。

(3) 申請にかかる経費は、すべて申請者の負担とする。

(4) デイサービスセンターの管理のため、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請者とする。

(5) 申請書類等は、返却しない。

(6) 提出された書類は、必要に応じて複写する。(使用は市役所内及び選定委員会での検討に限る。)

(7) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。

(8) 指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがある。

① 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

② 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(9) 現行の指定管理者が自ら購入した備品等については、現行の指定管理者の所有となるため、必ず、現地説明会に参加し、各備品等の所有の有無を確認のうえ申請すること。

14 提出先

砺波市役所福祉市民部高齢介護課

〒939-1398 砺波市栄町7番3号

TEL 0763-33-1328 FAX 0763-33-7622

15 提出期限

令和8年10月14日（水）午後5時15分まで

16 選考結果

後日、申請者に文書で通知します。